

有効期限満了日 令和4年3月31日
熊サ対第385号
令和2年3月27日

インターネットバンキングに係る不正送金事犯の取締り及び被害防止対策の推進について（通達）

【概要】

インターネットバンキングに係る不正送金事犯（以下「不正送金事犯」という。）について、令和元年中の発生件数は1,872件、被害額は約25億2,100万円となるなど、年間の発生件数については、統計を開始した平成24年以降で2番目、被害額は3番目に多い状況となり、今後も新たな手口の出現による被害の拡大が懸念されることから、不正送金事犯の取締り及び適切な被害防止対策を推進するよう指示したものである。